

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） イ～ハ （略） 注1～注8 （略） 注9 （略） イ 第2章の医療観察精神科電気痙攣療法に係る費用、 <u>医療観察精神科退院前訪問指導料</u>及び医療観察持続性 抗精神病注射薬剤治療指導管理料 ロ・ハ （略） 注10・注11 （略） 第2節 （略） 第2章 医療観察精神科専門療法</p> <p>通則 (略)</p> <p>1 （略） 2 <u>医療観察精神科退院前訪問指導料</u> 380点 注1～注4 （略） 3 医療観察通院精神療法（1回につき） イ （略） ロ イ以外の場合で、法第42条第1項第2号又は第51条第1 項第2号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関に</p>	<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） イ～ハ （略） 注1～注8 （略） 注9 （略） イ 第2章の医療観察精神科電気痙攣療法に係る費用、 <u>医療観察退院前訪問指導料</u>及び医療観察持続性抗精神 病注射薬剤治療指導管理料 ロ・ハ （略） 注10・注11 （略） 第2節 （略） 第2章 医療観察精神科専門療法</p> <p>通則 (略)</p> <p>1 （略） 2 <u>医療観察退院前訪問指導料</u> 380点 注1～注4 （略） 3 医療観察通院精神療法（1回につき） イ （略） ロ イ以外の場合で、法第42条第1項第2号又は第51条第1 項第2号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関に</p>

において診療を行った日において、60分以上行った場合

(1) 精神保健指定医による場合 560点

(2) (1)以外の場合 540点

ハ イ又はロ以外の場合

(1) 30分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 410点

② ①以外の場合 390点

(2) 30分未満の場合

① 精神保健指定医による場合 330点

② ①以外の場合 315点

注1～注5 (略)

4・5 (略)

5-2 医療観察依存症集団療法 (1回につき)

イ・ロ (略)

ハ アルコール依存症の場合 300点

注1・注2 (略)

注3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、アルコール依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、週1回かつ計10回を限度として算定する。

注4 (略)

6～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ・ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (Ⅲ)

(1)～(3) (略)

注1・注2 (略)

注3 (略)

において診療を行った日において、60分以上行った場合 540点

(新設)

(新設)

ハ イ又はロ以外の場合

(1) 30分以上の場合 400点

(新設)

(新設)

(2) 30分未満の場合 330点

(新設)

(新設)

注1～注5 (略)

4・5 (略)

5-2 医療観察依存症集団療法 (1回につき)

イ・ロ (略)

(新設)

注1・注2 (略)

(新設)

注3 (略)

6～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ・ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (Ⅲ)

(1)～(3) (略)

注1・注2 (略)

注3 (略)

イ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 450点

(削る)

② (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 900点

(削る)

② (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,450点

(削る)

② (略)

ロ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 380点

(削る)

② (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 760点

(削る)

② (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,240点

(削る)

② (略)

イ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人 450点

② 同一建物内2人 450点

③ (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人 900点

② 同一建物内2人 900点

③ (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人 1,450点

② 同一建物内2人 1,450点

③ (略)

ロ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人 380点

② 同一建物内2人 380点

③ (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人 760点

② 同一建物内2人 760点

③ (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人 1,240点

② 同一建物内2人 1,240点

③ (略)

ハ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人 300点

(削る)

(2) (略)

注4～注12 (略)

12～14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 医療観察訪問看護基本料

イ～ハ (略)

注1・注2 (略)

注3 (略)

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 450点

(削る)

(2) (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 900点

(削る)

(2) (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,450点

(削る)

(2) (略)

ロ 看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護

ハ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人 300点

(2) 同一建物内2人 300点

(3) (略)

注4～注12 (略)

12～14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 医療観察訪問看護基本料

イ～ハ (略)

注1・注2 (略)

注3 (略)

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人 450点

② 同一建物内2人 450点

③ (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人 900点

② 同一建物内2人 900点

③ (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人 1,450点

② 同一建物内2人 1,450点

③ (略)

ロ 看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護

を行った場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 380点
(削る)

② (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 760点
(削る)

② (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,240点
(削る)

② (略)

ハ 看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同
時に医療観察訪問看護を行った場合

(1) 同一建物内1人又は2人 300点
(削る)

② (略)

注4～注11 (略)

2・3 (略)

第4章 (略)

を行った場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人 380点
② 同一建物内2人 380点

③ (略)

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人 760点
② 同一建物内2人 760点

③ (略)

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人 1,240点
② 同一建物内2人 1,240点

③ (略)

ハ 看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同
時に医療観察訪問看護を行った場合

(1) 同一建物内1人 300点
② 同一建物内2人 300点

③ (略)

注4～注11 (略)

2・3 (略)

第4章 (略)